

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗寿会が開設するデイサービスセンターふれあいの泉(以下「事業所」)が行う地域密着型通所介護事業及び通所型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な地域密着型通所介護及び通所型サービスを提供することを目的とする。

第2条

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図ると共に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第4条

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：デイサービスセンターふれあいの泉
- 二 所在地：神奈川県鎌倉市今泉2-4-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		専従	兼務	職 務 内 容
管理者	常 勤	—	1	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常 勤	—	2名以上	指定通所介護及び予防通所介護の利用の申込み及び相談業務等を行う。
	非常勤	—		
看護職員	常 勤	—		利用者に対するバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
	非常勤	2名以上		
機能訓練指導員	常 勤	—		利用者に対する必要な機能訓練を行う。
	非常勤	2名以上		
介護職員	常 勤	—		利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤	8名以上		

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、日曜を除く祝祭日は営業する。
ただし、1月1日から1月3日及び12月30日から12月31日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時35分までのサービス時間帯で提供する。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、1単位18名とする。

(介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
- 二 入浴・清拭等による清潔の保持
入浴形態
ア. 一般浴槽による入浴
イ. 個別浴槽による入浴
ウ. 特殊浴槽による機械での入浴
介助の種類 (必要に応じて行う)
ア. 衣服の着脱

- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な介助
- 三 食事及び排泄等日常生活上の介護
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 送迎時及び提供時間内の移動等の介助
 - ウ. 配膳、下膳等及び食事摂取の介助
 - エ. その他必要な身体の介助
 - オ. 養護（休養）
- 四 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 五 レクリエーション
利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア. グループワーク
 - イ. 行事的活動
 - ウ. 体操
 - エ. 趣味活動
- 六 その他の必要な通所介護の提供
- 七 相談、助言等に関すること
 - ア. 日常生活全般に関する相談
 - イ. 日常生活動作の訓練に関する相談
 - ウ. 福祉用具の利用法に関する相談
 - エ. 住宅改修に関する情報提供

（通所型サービス〇の内容）

第8条 通所型サービス〇の内容は次のとおりとする。

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
- 二 入浴・清拭等による清潔の保持
入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴（ケアマネージャーにより必要であると位置づけられている利用者）
 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣服の着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- 三 食事及び排泄等日常生活上の介助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 送迎時及び提供時間内の移動等の介助
 - ウ. 配膳、下膳等及び食事摂取の介助
 - エ. その他必要な身体の介助
 - オ. 養護（休養）
- 四 生活機能向上グループ活動
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上と減退を防止するための訓練を生活課題の同じグループごとに行う。
- 五 レクリエーション
利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア. グループワーク
 - イ. 行事的活動
 - ウ. 体操
 - エ. 趣味活動
- 六 その他の必要な介護予防の提供
- 七 相談、助言等に関すること
 - ア. 日常生活全般に関する相談
 - イ. 日常生活動作の訓練に関する相談

- ウ. 福祉用具の利用法に関する相談
- エ. 住宅改修に関する情報提供

(地域密着型通所介護及び通所型サービスOの介護計画の作成等)

- 第9条 地域密着型通所介護及び通所型サービスOのサービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護及び通所型サービスOの介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った地域密着型通所介護及び通所型サービスOの介護計画を作成する。
2. 地域密着型通所介護計画及び通所型サービスO計画の作成、変更の際には利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 3. 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び通所型サービスO計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(地域密着型通所介護の利用料)

- 第10条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2割若しくは3割の額とする。
2. その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
 - 一 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う交通費 1 km当り50円
 - 二 食事代1食：800円 おやつ代含む。
 - 三 オムツ代 リハビリパンツ・オムツ1枚：100円 パット1枚：30円
 3. 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は以下の通りとする。
 - 一 特別なレクリエーション行事等にかかる実費でかつ利用者の希望により選択した場合の費用（おおむね500円以内の実費負担とする）
 - 二 利用者の希望により介護報酬設定上通常の利用時間とされる午前9時30分以前若しくは午後4時35分を越えてサービスを提供する場合にかかる費用は別紙の通りとする。
 4. 第1項から第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 5. 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込等により、指定期日までに受ける。

(通所型サービスOの利用料)

- 第11条 通所型サービスOのサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所型サービスOが法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2割若しくは3割の額とする。
2. その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
 - 一 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う交通費 1 km当り50円
 - 二 食事代1食：800円 おやつ代含む
 3. 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は以下の通りとする。
 - 一 特別なレクリエーション行事等にかかる実費でかつ利用者の希望により選択した場合の費用（おおむね500円以内の実費負担とする）
 4. 第1項から第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 5. 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込等により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。
鎌倉市全域

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第13条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。
2. 施設の設備、物品を破壊、破損してはならない。
 3. その他、施設の規則を乱してはならない。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 地域密着型通所介護及び通所型サービス〇を提供した際には、その提供日及び内容、当該地域密着型通所介護及び通所型サービス〇について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(苦情処理)

第15条 提供した地域密着型通所介護及び通所型サービス〇に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する地域密着型通所介護及び通所型サービス〇の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 地域密着型通所介護及び通所型サービス〇に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第18条 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス〇の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医あるいは協力医療機関及び居宅介護支援事業所等へ連絡し、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害・感染症対策)

第19条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難・救出の訓練を年2回以上定期的に行う。業務継続計画（感染症・災害）を策定し定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。虐待防止のための指針を策定する。虐待の防止のための従業者に対する研修を実施する。虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用時2ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

4. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人麗寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年 5月1日から施行する。
この規定は、平成20年 7月1日から施行する。
この規定は、平成23年12月1日から施行する（第10条2の三改定）。
この規定は、平成24年 4月1日から施行する（第5条2の改定）。
この規定は、平成25年 4月1日から施行する（第4条の改定）
この規定は、平成30年 3月1日から施行する。
この規定は、平成30年 8月1日から施行する。
この規定は、令和 1年 6月1日から施行する。
この規程は、令和 2年11月1日から施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日から実施する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から実施する。

デイサービスセンターふれあいの泉

プログラム

時 間	内 容
8:30	送迎開始
9:30	ふれあいの泉到着 健康チェック（体温・血圧・脈拍の計測）
9:45	入浴（入浴希望者に対し、個別に入浴形態に応じた提供） 午前の集い リアリティーオリエンテーション、はまちゃん体操 グループ別アクティビティ ・ 個別機能訓練、学習療法、脳活性化トレーニング ・ 趣味活動、手芸、囲碁・将棋 等
11:50	口腔ケア；健口体操
12:15	昼食 口腔ケア；歯磨き等 ・ 休憩、休養、談話、趣味活動等
14:15	クラブ活動 ・ 自立支援 ・ 機能訓練ケアグループ
15:00	レクリエーション
15:30	ティータイム
16:00	太極拳体操、転ばん体操
16:30	帰りの歌
16:35	送迎開始
17:30	送迎終了

